

「配偶者暴力防止および被害者保護等のための福井県基本計画（第3次改定版）（案）」パブリックコメント意見まとめ

第1章 計画改定の趣旨

意見概要	県の考え方
今回の改定では計画期間が5年から10年に長くなっている。中間チェックや見直しをしっかりと行ってほしい。	毎年度、被害者支援に関わる関係機関による「県配偶者暴力対策連絡会議」を開催し、計画の進捗状況について検討します。また、5年後を目途に県民実態調査を実施するなど、計画の期間中において進捗管理や中間評価を行います。
「深刻化した配偶者からの暴力は少ない状況にあります」と記載しているが、「救えていないかもしれない」、「相談や把握に至っていないかもしれない」と考えた方が、よりよい施策につながるのではないかと。	今後も、すべての被害者が安心して相談できるよう相談体制の充実や、一人ひとりの被害者のニーズに対応し安全の確保が図られるよう多様な避難方法の確保に取り組んでいきます。
保護命令の数や一時保護件数が少ないからと言って、深刻化した配偶者からの暴力は少ないとはい切れず、相談につながっていない、保護まで至れなかったケースも想定される。	

第2章 本県のこれまでの取り組みと課題

意見概要	県の考え方
「性的マイノリティー」は「性的マイノリティ」の記載の方が一般的に多い。	ご意見を踏まえ、記述を「性的マイノリティ」に修正します。
「被害者自身が性的マイノリティーであるが故に、相談をためらうケースも想定されます。このため、性別等にかかわらず」の記載部分の「性別等にかかわらず」を「性的指向や性自認にかかわらず」の表記の方が分かりやすい。	ご意見を踏まえ、記述を「性別や性的指向等にかかわらず」に修正します。

基本目標Ⅰ「被害者が安心して相談できる体制づくり」

意見概要	県の考え方
被害者の周りにいる方が被害に気づいてあげることが重要。パンフレットなどを作成し、DVに関する県民理解を進める必要がある。	被害者の発見・通報に関するポイント等をわかりやすく解説したパンフレットを配布し、県民の理解を進めていきます。
夫の支配の中にいる被害者は、自分が被害を受けていることに気づかない。子どもの検診、手当の申請など、必ず訪れる機会を捉えて、関係者が気付いて、相談につなげてほしい。	家庭との接触が多い保健・福祉関係者等に被害の早期発見、被害者への適切な情報提供、支援機関への橋渡しなどを担ってもらうため、保健・福祉関係者等に対し出前講座を実施するなど働きかけを行っていきます。
市町によって、相談対応にバラつきがある。	相談窓口の対応力向上のための専門研修を実施するなど、市町の相談・支援体制が充実するよう支援していきます。
相談員に対して、心理的な面だけでなく、相談員が暴力から身を守るための安全確保の徹底、相談員の経済的な安定にも取り組んでほしい。スキルのある相談員の高齢化や、婦人相談員の待遇が悪く転職せざるを得ない状況もある。	警察等との連絡会議を全地域へ設置し、事案に応じ警察と連携して対応するなど相談員の安全確保に努めます。また、相談員の適切な処遇に努めます。
性的マイノリティが相談をためらう理由として、相談員の方に性的マイノリティに関する知識や理解がないことがある。具体的な施策の中に、性的マイノリティに関する相談員研修を加えてほしい。	相談員に対する研修の中で、性的マイノリティに関する知識を深める研修を実施します。

意見概要	県の考え方
項目として、性的マイノリティは「男性被害者等が利用しやすい相談体制」の「等」に集約されているが、性的マイノリティ被害者がこの計画を見た時に相談できることが一目でわかるように、略さずに「男性被害者や性的マイノリティ等が相談しやすい相談体制」と表記してほしい。	ご意見を踏まえ、記述を「男性や性的マイノリティの被害者等が相談しやすい体制」に修正します。
男性相談員は県内すべてのDV被害者支援センターに配置されるのか。また、男性相談員は、相談経験のある方か。	男性相談員については、まずは相談のゲートウェイ的な役割の生活学習館に配置したいと考えています。相談状況を見て、配置の方法等について検討します。また、相談員については相談経験の豊富な方を人選したいと考えています。
実施施策（7）の具体的な項目には、「加害者更生プログラム研究等の情報収集」、「加害者更生のための支援方法等の研究」は該当しないと思われるので、削除する必要がある。	ご意見を踏まえ、記述を削除します。
外国人労働者の受入拡大に伴い、県内にも外国人が増加すると思われるが、県内の外国語通訳は対応できる体制となっているのか。英語、中国語などのほか、対応可能な言語は何か。	外国語通訳者については、国際交流協会と連携し、確保に努めています。現在、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語の5か国に対応しており、これ以外の言語についても、通訳が手配できる限り、対応しています。 通訳者に対しては、守秘義務等について説明するなど、順守を徹底しています。
外国語通訳者の確保はどのように行っていくのか。	
外国語通訳者には、守秘義務の順守や通訳者の思いを入れずに通訳することが求められる。	
二次被害の防止の観点からも、関係機関の担当者の専門研修が重要。特に警察や弁護士意識向上が必要である。	警察や弁護士を含め、職務関係者がDVの特性や被害者の心情を理解して、被害者の立場に立った支援を行うよう、職務関係者に対する研修を継続して行っています。
「相談者の中には、障害者や高齢者、性的マイノリティーなど特別な配慮が求められる人もいます。」という記載について、性的マイノリティに関しては、特別な配慮というよりは、相談を受ける側の正しい知識が必要である。	ご意見を踏まえ、記述を「相談者の中には、障害者や高齢者など特別な配慮が求められる人もいます。また、性的マイノリティに対する理解を進め、適切な対応を行う必要があります。」に修正します。
被害者が医療機関を受診する際の健康保険の取り扱いについて、医療機関によって保険診療が受けられないことがあり、対応が異なるように思われる。発見・通報だけでなく、健康保険の取り扱いについても周知が必要ではないか。	DVを受けた被扶養者が医療機関を受診した場合にも、保険診療による受診が可能となっています（平成20年2年厚生労働省保健局保険課長通知）。 「医療関係者向けDV発見・通報の手引き」を作成し、発見・通報に加え、健康保険の取り扱いについても周知を図っており、今後、さらに周知に努めていきます。

基本目標Ⅱ「被害者の安全確保に関する取組みの充実」

意見概要	県の考え方
被害者の一時避難先として、民間団体や社会福祉施設だけでなく、民間の宿泊施設にも拡大できるとよい。	ご意見につきましては、今後の事業実施に当たっての参考とさせていただきます。
外部と遮断される一時保護所の入所に抵抗感のある被害者も多い。外部との連絡などに柔軟に対応できるよう一時保護所の「入所のきまり」の見直しが必要ではないか。	被害者の安全を第一に考えて、「入所のきまり」を定めています。その必要性について丁寧に説明し、理解いただけるように努めます。

意見概要	県の考え方
男性被害者の一時保護・避難所の確保が必要である。	県の一時保護所は婦人相談所の施設であるため、利用が女性に限られています。民間団体や社会福祉施設等の協力を進め、多様な避難先の確保を図っていきます。
被害者が高齢者や障害者の場合、一時保護を受入れてくれる施設は県内に何か所あるのか。土日や祝日、時間外にも対応してくれるのか。どのくらいの期間保護してくれるのか。	配偶者暴力被害にあわれた高齢者や障害者の方の対応は、個別事案ごとに入居先や期間等を調整しています。今後も入居が円滑となるよう高齢者施設や障害者施設の理解を求めています。

基本目標Ⅲ「被害者への途切れることのない自立支援」

意見概要	県の考え方
被害者が利用可能な支援制度を知らないことで、一旦家を出ても加害者の元に戻ったり、出ることを諦めたりする。支援制度を掲載したパンフレットを作成してほしい。パンフレットを関係機関等の窓口を設置することで、被害者が手に取り、支援制度を知り、相談につながる。	相談窓口を通じて、福祉制度の情報を含めた支援制度の情報提供を行っています。ご意見を踏まえ、相談窓口や支援内容をわかりやすく掲載したリーフレットを作成するほか、支援制度の概要を県ホームページに掲載し、一層の情報提供を行います。
自立には住宅の確保が重要であり、保証人などの支援が必要である。	被害者の中には保証人が確保できない課題を抱える方が見られることから、新たに民間住宅を借上げる場合の入居保証料の助成を行うこととしています。助成制度について、各相談窓口やホームページ等を通じて、周知していきます。
入居保証料の支援は大変ありがたく、必要な人が全て利用できるように周知してほしい。	
公営住宅の入居には、保証人が必要であるが、保証人を確保できない被害者もいる。被害者に対しては、保証人を柔軟に対応してほしい。	債務保証の観点から連帯保証人2名の連署を求めています。被害者に対しては、連帯保証人について弾力的な運用をしています。
県営住宅の入居について、被害にあった方に現在同性パートナーがいた場合、一緒に入居可能かという問題がある。多様な背景を持つ人が排除されないよう想定し、取り組みを進めてほしい。	県では、入居者資格である同居親族要件については、事実上婚姻関係と同様の事情にある者かどうかを公的証明により確認します。
ステップハウスは、公的シェルターの入居者でないと入居できない。仕事の継続などやむを得ない事情から公的シェルターに入れない人もいるため、ステップハウスの入居を柔軟に対応してほしい。	ステップハウスの入居については、一時保護を受けた方または保護命令発出（申立て手続中を含む）を受けた被害者を対象とし、DVセンターと連携して支援しています。民間シェルターの退出者も保護命令発出を受けた方は対象となります。
被害者の就労支援をしっかりと対応してほしい。	配偶者暴力被害者支援センターにおいては、職業紹介機能を有するふくい女性活躍支援センターなどとも連携して就職支援を行っています。就労に関する情報提供と助言を行い、関係機関との連絡調整に努めています。
被害者の心のケアは、望めば安定的に受けられる体制が整っているのか。	臨床心理士など専門家による「こころの相談」を、生活学習館（ユー・アイふくい）および精神保健福祉センターにおいて、無料で実施しています。

基本目標Ⅳ「関係機関、民間団体との連携協力」

意見概要	県の考え方
民間の支援団体の育成については、どのようなことを行っているのか。	民間団体が実施するDV被害者支援施設の安全対策や相談体制の充実、人材育成などの活動に助成を行い、育成を図っています。

意見概要	県の考え方
被害者の自立には関係機関の連携が重要である。	警察や市町など関係機関との連絡会議を全地域に設置し、連携を一層強化し、地域ごとのよりきめ細かな被害者支援体制を構築していきます。

基本目標Ⅴ「配偶者などからの暴力を許さない社会づくり」

意見概要	県の考え方
県民の意識向上のためには、福井県自らの取り組みとアピールが必要である。また、そのことが各市町や事業所等の取り組みにもつながっていく。	児童虐待や性被害防止などDVと関連の深い課題とも連動した啓発キャンペーンを実施するなど、広報を継続的に実施していきます。
交際において相手からの束縛や監視などが当然のような感覚になってしまう状況がとても危惧される。「若者が受け入れやすい動画を活用したデートDV予防啓発の実施」が全ての若者になされるように、実施の時期・方法を検討してほしい。	ご意見につきましては、今後の事業実施に当たっての参考とさせていただきます。
DVやデートDVの予防には、親密な関係の中でも人として互いを尊重した人間関係作りが重要であり、継続した男女間の人権教育や予防教育の取り組みが必要。また、DVやデートDVについて正しく理解することが必要である。	若者が受け入れやすい動画を活用するなど、若年層向けの啓発を充実していきます。
多くのDVの場合、加害者には加害意識がない。今後は被害者の対応だけでなく、加害者更生も考えてほしい。被害者が支援窓口につながるように、加害者には警察等から更生プログラムにつながるような仕組みを検討してほしい。	加害者更生については、まだどのような方法が有効か未解明な部分も多く、国においては、加害者更生に関する調査研究が継続して行われています。国等の加害者更生に関する調査研究の動向を注視しながら、再発防止策についての検討を進めていきます。

参考資料

意見概要	県の考え方
市町の相談窓口は、住民に最も身近で、敷居が低い。「配偶者からの暴力に関する相談機関」に市町の相談窓口を記載してはどうか。	ご意見を踏まえ、「配偶者からの暴力に関する相談機関」に市町のDV担当窓口を記載します。

全般（上記の項目以外）

意見概要	県の考え方
DVの防止には、夫婦が互いに相手を思いやる気持ちを持つことが大事である。	ご意見につきましては、今後の施策推進に当たって参考にさせていただきます。
計画の概要に「LGBT」と表記しているが、この表記は差別を生むのではないか。本文では「性的マイノリティー」と表記しており、「LGBT」の表記の見直しを検討してほしい。	ご意見を踏まえ、記述を「性的マイノリティ」に修正します。
全体を通して、きめ細かな対応や取り組みへの熱意が伝わってくる計画案だと思います。引き続き、取組みを推進していただきたいと思います。	計画に基づき取組みを進めていきます。